

公益財団法人ホンダカーズ博多財団 理事・監事・評議員旅費支給規程

(目的)

第1条 理事、監事及び評議員の旅費については、公益財団法人ホンダカーズ博多財団定款第15条及び第28条に基づき、本規程により支給する。

(旅費)

第2条 旅費は、交通費及び宿泊費とする。

(実費交通費)

第3条 交通費は、実際の経路により支給する。

(宿泊費)

第4条 宿泊費は、別表に定める額を、宿泊数に応じて支給する。

(支給方法)

第5条 旅費の支給は、鉄道切符及び航空券等の現物または現金によるものとし、原則として出張の事前に支給する。
ただし、本人が手配した場合等については事後において実費精算するものとする。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を得なければならない。

(別表)

	宿泊費
理事・監事・評議員	15,000

附 則

この規程は、公益財団法人の認定を受けた日から施行する。